

令和 6 年度 東海村水質検査計画

はじめに

水質検査は、水道水が水道法で定める水質基準に適合し、かつ安全であることを確認するためには必要不可欠であり、水質管理において最も重要なものです。

この水質検査を適正化し透明性を確保するために、東海村水道課では水道原水及び水道水の状況を踏まえ、検査地点や検査項目等を定めた令和 6 年度水質検査計画を策定しました。

1 基本方針

東海村の水道水は、これまでの水質検査結果から判断すると、水質基準を満たし安全で良質を維持しており、検査の省略や検査頻度を緩和することが可能な項目もあります。しかし、水道水の安全性を確保するため、検査の頻度を減らさずに行います。

(1) 検査地点

水道法に基づき、水質基準が適用される給水栓（配水管の末端地域等）に加えて、水道原水及び浄水場とします。

(2) 検査項目

水道法で検査を行わなければならないとされている水質基準項目等と、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及びお客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するため東海村が独自に行う水質項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づき毎日検査項目（色及び濁り並びに消毒の残留効果）の検査は毎日行い、水質基準項目の検査については、水道の安全性をさらに確認するため、検査の頻度を減らさずに行います。

2 水道事業の概要

東海村の給水状況、浄水施設概要及び配水系の概要を示します。

(1) 久慈川水系

榊橋の上流 700m の坏土地改良区の農業用取水口を利用し、1 日 10,250 m³を限度に取水し、外宿浄水場へ送水しています。

(2) 那珂川水系

茨城県中央広域水道から契約水量 1 日 3,800 m³を限度に浄水を須和間配水場で受水しています。

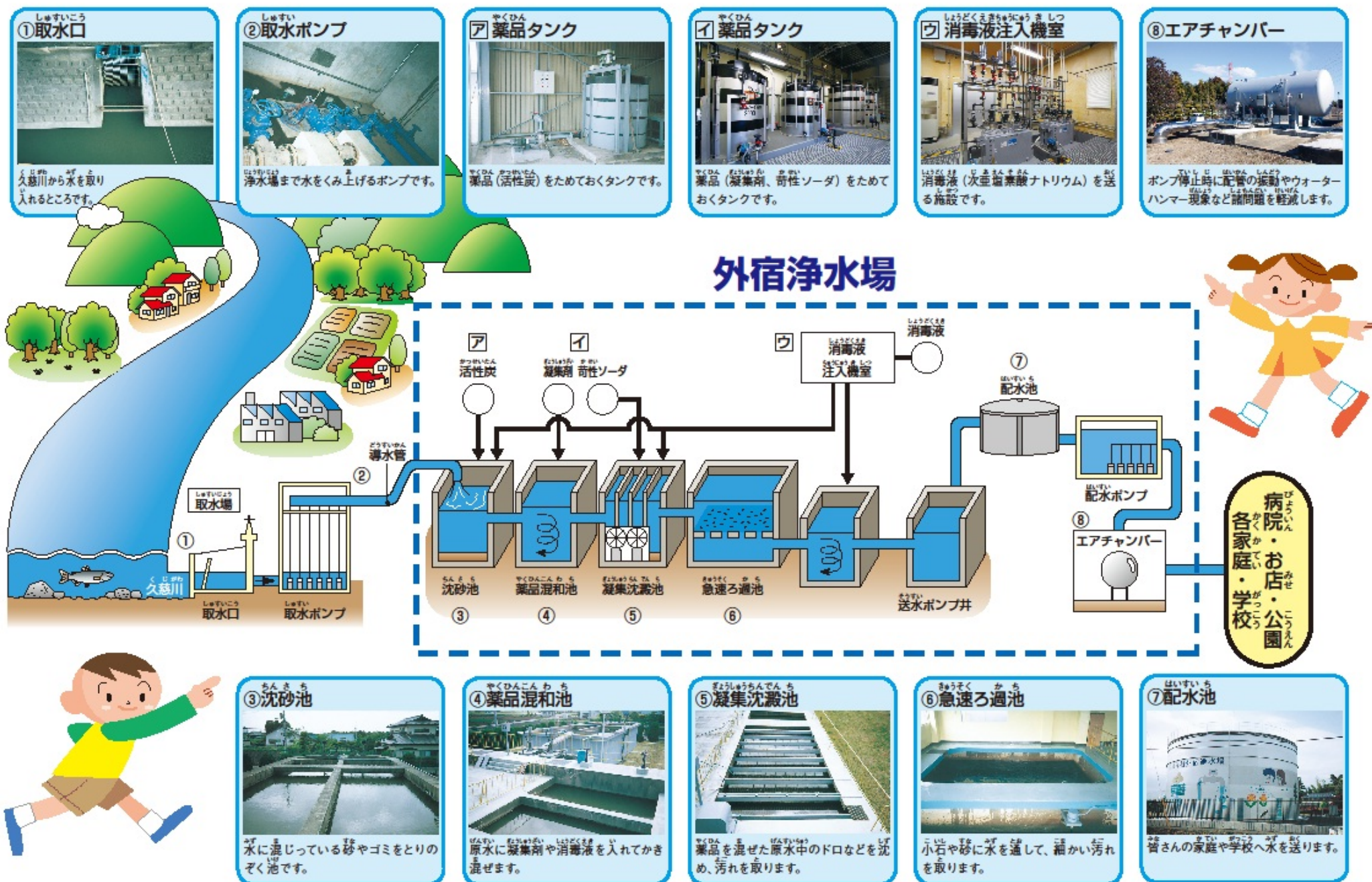
(3) 給水状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

給水区域	村内全域（一部日立市から給水）
給水人口	37,512 人
普及率	99.7%
給水戸数	17,300 戸
一日平均給水量	11,938 m ³
一日最大給水量	13,029 m ³
一人一日平均給水量	318 m ³

(4) 浄水施設概要（令和 6 年 3 月 31 日現在）

浄水場名	外宿浄水場
原水の種類	久慈川表流水
処理能力（m ³ /日）	9,930 m ³ /日
沈殿池	薬品凝集沈殿（横流式傾斜板付）
浄水処理方法	急速ろ過（砂ろ過式塩素処理）
配水池の容量	3,000 m ³ ×2 池＝6,000 m ³
浄水の採水位置	配水池

(5) 浄水処理システム



(6) 配水系概要

ア 久慈川水系

久慈川の表流水を外宿浄水場で浄水処理をしたあと、配水しています。

イ 那珂川水系

茨城県中央広域水道からの浄水を須和間配水場の配水池に一旦受水してから配水しています。

(7) 配水施設概要

配水場名	須和間配水場
原水の種類	那珂川表流水の浄水を受水
配水池の容量	7,000 m ³

3 水道原水の汚染要因及び水質管理上注意する項目

安全で良質な水道水を供給するには、水道原水の水質を良好に保つことが大切です。

水道原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目は次のとおりです。

(1) 原水の汚染要因

- ア 降雨等による濁度上昇
- イ 障害藻類の異常増殖
- ウ 農薬等の流入
- エ 畜舎排水等の流入
- オ 油類等による突発汚染事故

(2) 水質管理上注目する項目

- ア 濁度
- イ 残留塩素（消毒の残留効果）
- ウ 臭気物質
- エ 病原性微生物（クリプトスポリジウム等及び指標菌）
- オ 農薬類

4 水質検査

水質基準に適合し安全で良質な水道水であることを確認すること、また原水における水質を監視することを目的に、病原性微生物（クリプトスポリジウム等）について指標菌の 2 項目、環境ホルモンについて 7 項目、放射能濃度について 2 項目、ダイオキシン類について 1 項目、農薬類について 115 項目等の検査を行い、より安心して安全な水道水を給水するために検査の充実を図ります。（詳細は、別紙 1～5）

(1) 給水栓の検査

ア 概要

給水栓の検査は、水道法によって配水管の末端地域等における水道水が水質基準に適合してい

るかを確認するため、検査を行います。

イ 採水地点

浄水場をはじめとし、村内一円で採水します。

ウ 検査項目及び検査頻度

毎日検査項目（残留塩素、色、濁り）	3 項目	1 日	1 回	9 箇所
毎日検査項目（アルカリ度）	1 項目	1 日	8 回	浄水場
毎日検査（残留塩素、色、濁度、水温、pH）	5 項目	1 日	24 回	浄水場
毎月検査（水質基準項目中）	11 項目	1 月	1 回	6 箇所
3 ヶ月毎の検査（水質基準項目中）	40 項目	1 年	4 回	6 箇所

(2) 原水と浄水の検査

ア 概要

浄水場における適正な浄水処理を確認するため、原水及び浄水の検査を行います。

イ 採水地点

浄水場の原水（久慈川取水口）及び浄水とします。

ウ 検査項目及び検査頻度

（ア）原水

水質基準項目（No. 21～31 の項目を除く 39 項目）	4 回/年
病原性微生物（クリプトスポリジウム等・指標菌 2 項目）	6 回/年
ダイオキシン類（ダイオキシン）	1 回/年
放射能（ α 線・ β 線 2 項目）	1 回/年
水質管理目標設定項目（31 項目中 9 項目、農薬類 115 項目含む）	2 回/年

（イ）浄水

水質基準項目等（51 項目）	12 回、4 回/年
病原性微生物（クリプトスポリジウム等）	12 回/年
ダイオキシン類（ダイオキシン）	1 回/年
環境ホルモン（フェノール系 3 項目、フタル酸系 4 項目）	2 回/年
水質管理目標設定項目（31 項目中 18 項目）	2 回/年

5 臨時及び緊急時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことが出来ず、配水池において、水質基準値を超える恐れがある場合には、水道法の規定に基づき配水停止等の緊急措置を講じ、必要に応じて水源、浄水場及び配水池等から採水し臨時の水質検査を行います。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき、及び水源に異常があったとき。

イ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

ウ 浄水処理過程に異常があり、基準値を超える恐れがあるとき。

エ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染される恐れがあるとき。

オ その他、特に必要があると認められたとき。

6 水質検査方法

水質検査の中で、毎日検査（水道法施行規則第 15 条第 1 項「1 日 1 回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」）は外宿浄水場の水質検査室で行い、その他の水質検査は水道法第 20 条第 3 項の規定により登録検査機関へ委託（試料の採取及び運搬を含む）して行います。

7 水質検査の精度と信頼性の保証

(1) 水質検査の精度

水質基準に係る水質検査方法は、原則として基準値の 10 分の 1（農薬類は 100 分の 1）を定量下限値とします。定量下限値付近において変動係数 10%以下、有機物等の一部の項目については変動係数 20%以下を確保した水質検査を行います。

(2) 信頼性の保証

水質検査委託業者が参加する、国及び茨城県が行う精度管理の評価試験について、必要に応じてその結果の提出を求め、信頼性の保証について確認を行います。

8 お客様と水質検査

安全で良質な水道水を皆様に供給するために、水道課では水質検査計画書を公表し、これらの事項について、村民の方々からご意見を頂いて次年度以降の水質検査計画策定時に参考とさせていただきます。

9 関係機関との連携

(1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合

茨城県政策企画部水政課や茨城県ひたちなか保健所などの関係機関と連携して適切な対応を行います。

(2) 水源において水質汚染事故が発生した場合

河川を管理する国土交通省、水質汚染事故連絡網により情報交換を図りながら、適正な浄水処理を行い、水道水の安全を確保します。

10 水質検査計画及び検査結果

水質検査計画及び検査結果は、ホームページで公表します。

別紙1 水質基準項目

番号	項目	基準値 (mg/L)	法定回数 (回/年)	省略 可否	検査頻度 (回/年)	検査月													検査設定理由		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
基01	一般細菌	100個/ml 以下	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基02	大腸菌	不検出	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基08	六価クロム化合物	0.02 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果は基準値の1/10以下だが安全確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基20	ベンゼン	0.01 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基21	塩素酸	0.6 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 以下	4	×	4		●			●			●				●				次亜塩素酸ナトリウム使用につき安全確認のため
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	4	×	4		●			●			●				●				省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果は基準値の1/10以下だが安全確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果は基準値の1/10以下だが安全確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果は基準値の1/5以下だが安全確認のため
基38	塩化物イオン	200 以下	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果が基準値の1/5以上につき安全確認のため
基40	蒸発残留物	500 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果が基準値の1/5以上につき安全確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去の検査結果は基準値の1/5以下だが安全確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	12	○	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	12	○	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基45	フェノール類	0.005 以下	4	○	4		●			●			●				●				過去未検出だが安全確認のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基47	pH値	5.8～8.6 間	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基48	味	異常なし	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基49	臭気	異常なし	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基50	色度	5度 以下	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目
基51	濁度	2度 以下	12	×	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	省略不可能項目

※検査地点:外宿浄水場・衛生センター・照沼集会所・南台中央公園・東海村役場・須和間配水場

別紙2 久慈川原水水質基準項目

番号	項目	基準値 (mg/L)	法定回数 (回/年)	省略 可否	検査頻度 (回/年)	検査月			
						5	8	11	2
基01	一般細菌	100 以下	1	×	4	●	●	●	●
基02	大腸菌	不検出 —	1	×	4	●	●	●	●
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	×	4	●	●	●	●
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	×	4	●	●	●	●
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基08	六価クロム化合物	0.02 以下	1	×	4	●	●	●	●
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	1	×	4	●	●	●	●
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1	×	4	●	●	●	●
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	1	×	4	●	●	●	●
基13	ホウ素及びその化合物	1 以下	1	×	4	●	●	●	●
基14	四塩化炭素	0.002 以下	1	×	4	●	●	●	●
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	1	×	4	●	●	●	●
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1	×	4	●	●	●	●
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	×	4	●	●	●	●
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基20	ベンゼン	0.01 以下	1	×	4	●	●	●	●
基21	塩素酸	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基22	クロロ酢酸	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基23	クロロホルム	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基24	ジクロロ酢酸	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基25	ジブromクロロメタン	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基26	臭素酸	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基27	総トリハロメタン	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基28	トリクロロ酢酸	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基29	ブromジクロロメタン	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基30	ブromホルム	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基31	ホルムアルデヒド	省略 —	1	○	—	—	—	—	—
基32	亜鉛及びその化合物	1 以下	1	×	4	●	●	●	●
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1	×	4	●	●	●	●
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1	×	4	●	●	●	●
基35	銅及びその化合物	1 以下	1	×	4	●	●	●	●
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	×	4	●	●	●	●
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	1	×	4	●	●	●	●
基38	塩化物イオン	200 以下	1	×	4	●	●	●	●
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	1	×	4	●	●	●	●
基40	蒸発残留物	500 以下	1	×	4	●	●	●	●
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1	×	4	●	●	●	●
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	1	×	4	●	●	●	●
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	1	×	4	●	●	●	●
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1	×	4	●	●	●	●
基45	フェノール類	0.005 以下	1	×	4	●	●	●	●
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1	×	4	●	●	●	●
基47	pH値	5.8～8.6 間	1	×	4	●	●	●	●
基48	味	異常なし —	1	○	—	—	—	—	—
基49	臭気	異常なし —	1	×	4	●	●	●	●
基50	色度	5 以下	1	×	4	●	●	●	●
基51	濁度	2 以下	1	×	4	●	●	●	●

※原水調査のため、判定はしません。

※基21から31は消毒副生成物のため省略

別紙3 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	検査月				検査設定理由
				原水		浄水		
				7	1	7	1	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	2	●	●			水源が河川水のため
目02	ウラン及びその化合物	0.002 以下 (暫定)	2	●	●			水源が河川水のため
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	2			●	●	優先的実施項目
目04	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	2	●	●			
目05	トルエン	0.4 以下	2	●	●			水源が河川水のため
目06	(欠番)	— 以下	—	—	—	—	—	
目07	(欠番)	— 以下	—	—	—	—	—	
目08	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	2	●	●			水源が河川水のため
目09	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	2	●	●			水源が河川水のため
目10	亜塩素酸	0.6 以下	2			●	●	消毒副生成物等項目
目11	(欠番)	— 以下	—	—	—	—	—	
目12	二酸化塩素	0.6 以下	2			●	●	消毒副生成物等項目
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下 (暫定)	2			●	●	優先的実施項目
目14	抱水クロラール	0.02 以下 (暫定)	2			●	●	優先的実施項目
目15	農薬類	1 以下	2	●	●			水源が河川水のため
目16	残留塩素	1 以下	2			●	●	おいしい水の指標
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100 間	2			●	●	おいしい水の指標
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	2			●	●	水源が河川水のため
目19	遊離炭酸	20 以下	2			●	●	おいしい水の指標
目20	メチルセブチルエーテル	0.02 以下	2	●	●			
目21	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	2	●	●			
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	2			●	●	おいしい水の指標
目23	臭気強度(TON)	3 以下	2			●	●	おいしい水の指標
目24	蒸発残留物	30～200 間	2			●	●	おいしい水の指標
目25	濁度	1度 以下	2			●	●	維持管理上必要項目
目26	pH値	7.5 程度	2			●	●	維持管理上必要項目
目27	腐食性(ランゲリア指数)	△1～0 間	2			●	●	維持管理上必要項目
目28	従属栄養細菌	2,000個/ml 以下 (暫定)	2			●	●	維持管理上必要項目
目29	(欠番)	— —	—	—	—	—	—	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	2			●	●	維持管理上必要項目
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 以下 (暫定)	2			●	●	新規項目
31-1	PFOS	PFOSとPFOAの 合算値で判定	2			●	●	
31-2	PFOA		2			●	●	

※ 目6・7・11・29は削除されたため欠番

別紙4 久慈川原水農薬類水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	検査月		用途
				7	1	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	2	●	●	土壌熏蒸剤
2	2,2-DAP(ダラポン)	0.08	2	●	●	除草剤
3	2,4-D	0.02	2	●	●	除草剤
4	EPN	0.004	2	●	●	殺虫剤
5	MCPA	0.005	2	●	●	除草剤
6	アシュラム	0.9	2	●	●	除草剤
7	アセフェート	0.006	2	●	●	殺虫剤
8	アトラジン	0.01	2	●	●	除草剤
9	アニロホス	0.003	2	●	●	除草剤
10	アミラズ	0.006	2	●	●	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	2	●	●	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	2	●	●	殺虫剤
13	イソフェンホス	0.001	2	●	●	殺虫剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	2	●	●	殺虫剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	2	●	●	殺菌剤、殺虫剤
16	イブフェンカルバゾン	0.002	2	●	●	除草剤
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	2	●	●	殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	2	●	●	殺菌剤
19	インダノファン	0.009	2	●	●	除草剤
20	エスプロカルブ	0.03	2	●	●	除草剤
21	エトフェンプロックス	0.08	2	●	●	殺虫剤
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	2	●	●	殺虫剤
23	オキサジクロメホン	0.02	2	●	●	除草剤
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	2	●	●	殺菌剤
25	オリサストロビン	0.1	2	●	●	殺菌剤
26	カズサホス	0.0006	2	●	●	殺虫剤
27	カフェンストロール	0.008	2	●	●	除草剤
28	カルタップ	0.08	2	●	●	殺虫剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	2	●	●	殺虫剤
30	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.0003	2	●	●	殺虫剤
31	キノクラミン(ACN)	0.005	2	●	●	除草剤
32	キャプタン	0.3	2	●	●	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	2	●	●	除草剤
34	グリホサート	2	2	●	●	除草剤
35	グルホシネート	0.02	2	●	●	除草剤
36	クロメプロップ	0.02	2	●	●	除草剤
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	2	●	●	除草剤
38	クロルピリホス	0.003	2	●	●	殺虫剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	2	●	●	殺菌剤
40	シアナジン	0.001	2	●	●	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	2	●	●	殺虫剤(防虫剤)
42	ジウロン(DCMU)	0.02	2	●	●	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	2	●	●	除草剤
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	2	●	●	殺虫剤
45	ジクワット	0.01	2	●	●	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	2	●	●	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	2	●	●	殺菌剤、殺虫剤
48	ジチオピル	0.009	2	●	●	除草剤
49	シハロホップブチル	0.006	2	●	●	除草剤
50	シマジン(CAT)	0.003	2	●	●	除草剤
51	ジメタメトリン	0.02	2	●	●	除草剤
52	ジメトエート	0.05	2	●	●	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	2	●	●	除草剤
54	ダイアジノン	0.003	2	●	●	殺虫剤
55	ダイムロン	0.8	2	●	●	除草剤
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01	2	●	●	土壌熏蒸剤
57	チアジニル	0.1	2	●	●	殺菌剤
58	チウラム	0.02	2	●	●	殺菌剤
59	チオジカルブ	0.08	2	●	●	殺虫剤
60	チオファネートメチル	0.3	2	●	●	殺菌剤

別紙4 久慈川原水農薬類水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	検査月		用途
				7	1	
61	チオベンカルブ	0.02	2	●	●	除草剤
62	テフリルトリオン	0.002	2	●	●	除草剤
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	2	●	●	除草剤
64	トリクロピル	0.006	2	●	●	除草剤
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	2	●	●	殺虫剤
66	トリシクラゾール	0.1	2	●	●	殺菌剤
67	トリフルラリン	0.06	2	●	●	除草剤
68	ナプロパミド	0.03	2	●	●	除草剤
69	パラコート	0.01	2	●	●	除草剤
70	ピペロホス	0.0009	2	●	●	除草剤
71	ピラクロニル	0.01	2	●	●	除草剤
72	ピラゾキシフェン	0.004	2	●	●	除草剤
73	ピラゾリネート(ピラゾネート)	0.02	2	●	●	除草剤
74	ピリダフェンチオン	0.002	2	●	●	殺虫剤
75	ピリプチカルブ	0.02	2	●	●	除草剤
76	ピロキロン	0.05	2	●	●	殺菌剤
77	フィプロニル	0.0005	2	●	●	殺虫剤
78	フェントロチオン(MEP)	0.01	2	●	●	殺虫剤
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	2	●	●	殺虫剤
80	フェリムゾン	0.05	2	●	●	殺菌剤
81	フェンチオン(MPP)	0.006	2	●	●	殺虫剤
82	フェントエート(PAP)	0.007	2	●	●	殺虫剤
83	フェントラザミド	0.01	2	●	●	除草剤
84	フサライド	0.1	2	●	●	殺菌剤
85	ブタクロール	0.03	2	●	●	除草剤
86	ブタミホス	0.02	2	●	●	除草剤
87	ブプロフェジン	0.02	2	●	●	殺虫剤
88	フルアジナム	0.03	2	●	●	殺菌剤
89	プレチラクロール	0.05	2	●	●	除草剤
90	プロシミドン	0.09	2	●	●	殺菌剤
91	プロチオホス	0.007	2	●	●	殺虫剤
92	プロピコナゾール	0.05	2	●	●	殺菌剤
93	プロピザミド	0.05	2	●	●	除草剤
94	プロベナゾール	0.03	2	●	●	殺菌剤
95	プロモブチド	0.1	2	●	●	除草剤
96	ベノミル	0.02	2	●	●	殺菌剤
97	ペンシクロン	0.1	2	●	●	殺菌剤
98	ベンゾビスシクロン	0.09	2	●	●	除草剤
99	ベンゾフェナップ	0.005	2	●	●	除草剤
100	ベンタゾン	0.2	2	●	●	除草剤
101	ペンディメタリン	0.3	2	●	●	除草剤
102	ペンフラカルブ	0.02	2	●	●	殺虫剤
103	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01	2	●	●	除草剤
104	ペンフレセート	0.07	2	●	●	除草剤
105	ホスチアゼート	0.005	2	●	●	殺虫剤
106	馬拉チオン(馬拉ソン)	0.7	2	●	●	殺虫剤
107	メコプロップ(MCPP)	0.05	2	●	●	除草剤
108	メソミル	0.03	2	●	●	殺虫剤
109	メタラキシル	0.2	2	●	●	殺菌剤
110	メチダチオン(DMTP)	0.004	2	●	●	殺虫剤
111	メミノストロビン	0.04	2	●	●	殺菌剤
112	メトリブジン	0.03	2	●	●	除草剤
113	メフェナセツト	0.02	2	●	●	除草剤
114	メブロニル	0.1	2	●	●	殺菌剤
115	モリネート	0.005	2	●	●	除草剤

別紙5 任意検査

任意検査(久慈川原水)

種別	項目	目標値	単位	検査頻度 (回/年)	検査月											
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
指標菌	大腸菌(定量)	—	MPN/100ml	6	●		●		●		●		●		●	
	嫌気性芽胞菌	—	MPN/100ml	6	●		●		●		●		●		●	
病原性微生物	クリプトスポリジウム(オーシスト数)	—	個/10L	6		●		●		●		●		●		●
	ジアルジア(シスト数)	—	個/10L	6		●		●		●		●		●		●
ダイオキシン類	ダイオキシン	1以下	pg-TEQ/L	1						●						
放射能濃度	全アルファ線	0.5	Bq/L	1										●		
	全ベータ線	1	Bq/L	1										●		

任意検査(浄水)

種別	項目	目標値	単位	検査頻度 (回/年)	検査月											
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
病原性微生物	クリプトスポリジウム(オーシスト数)	—	個/20L	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ジアルジア(シスト数)	—	個/20L	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ダイオキシン類	ダイオキシン	1以下	pg-TEQ/L	1						●						
環境ホルモン	ビスフェノールA	0.1(暫定)	mg/L	2				●						●		
	ノニルフェノール	0.3(暫定)	mg/L	2				●						●		
	オクチルフェノール	—	mg/L	2				●						●		
	トリブチルスズ	0.0006以下(暫定)	mg/L	2				●						●		
	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	mg/L	2				●						●		
	フタル酸ジシクロキシル	—	mg/L	2				●						●		
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	mg/L	2				●						●		